

(1) 緑の保全に関する制度の活用の考え方

本市では土地利用の約7割が緑地で占められており、その大部分は私有地の緑となっています。このような緑の中には貴重な動植物の分布も多く存在するほか、市街地に隣接した場所では斜面地や丘陵地の緑などうるおいのある都市景観を形成する上で重要な緑もみられます。しかし、特に保全策が講じられていない私有地の緑は、土地所有者の意向次第で消失する可能性もあり、今後、大分市の緑の保全を図る上で私有地の緑の保全が重要な課題といえます。以下に緑の保全に関する課題を整理します。

- ▶ 市街地に隣接した緑地や沿道の緑地は、都市的土地利用の圧力が強く周辺の土地利用の変化などによって消失する可能性があります。
- ▶ 私有地の場合は土地所有者の意向に左右されやすく、特に重要な緑であることがわかっても金銭的理由、管理上の理由など所有者の負担が大きく啓発を行うだけでは十分な保全効果がありません。
- ▶ 社寺林、屋敷林、その他小規模な私有地の樹林などは、規模が小さく面的な保全を行うことが困難です。
- ▶ アンケート結果によると大分市の森林について「生物の貴重な生息場所として大切に保存する」、また、緑の将来について「緑の減少が進むのではないかと非常に心配している」などの意見が多くみられ、市民も緑の保全に関して関心が高いことが伺えます。

これらの緑の保全には買い取りによる公有地化、特別緑地保全地区の指定による保全が最も効果の高い保全策であると考えますが、すべてを公有地化することは非常に困難です。このため、保全を前提とした緑については、市民への理解と周知を図りながら条例による「郷土の緑保全地区」として指定し、比較的柔軟な規制内容のもと、官民が協働でその保全に取り組んでいくこととします。

しかし、貴重な緑等に対して、特に保全に緊急性を要する場合は「特別緑地保全地区」の指定を検討するほか、貴重な緑等が広範囲にわたり「郷土の緑保全地区」だけでは十分な保全を図ることが困難な場合は、関係機関との調整により「緑地保全地域」の指定による保全も検討します。

緑の保全に関する制度の活用検討フロー

■ 優先的に保全を図るべき緑

貴重な動植物の生息地、防災上保全すべき緑地、景観上保全すべき緑地、市民に親しまれている緑地 等(配置方針で位置づけた保全エリア等)

環境保全面、レクリエーション面、防災面、景観形成面等から保全優先度の高い地区を抽出

保全配慮地区

市民意向、財政面、既往の法規制指定状況、地形条件、面積等から指定順位を検討

緑地の保全エリアが大きいもの等

・ 大分県と調整を図り、「緑地保全地域」の活用により柔軟に保全

貴重種の消失が危惧される場合、緑地の保全に緊急性を要する場合等

・ 市条例に基づく「郷土の緑保全地区」の指定により柔軟に保全

・ 「特別緑地保全地区」の活用による保全

現状凍結的に保全を図る必要性が生じた場合等

(2) 保全配慮地区

1) 保全配慮地区と郷土の緑保全地区

保全配慮地区とは、市民緑地や条例による保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定められることとなっており、市民等に対し、地区の緑地の保全が重要であることを明らかにし、その価値を市民、行政で共有化することができます。

しかしながら、基本的には都市計画区域が対象となり、区域外は対象となりません。

このような中、大分市では全市的に保全を図ることのできる制度として大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づく「郷土の緑保全地区」の制度があります。この地区は、基本的に届出制によるため、規制内容は比較的緩やかで、市民との協定制度も取り入れられた柔軟性のある制度となっており、市独自の権限と責任の範囲で指定することが可能なため、計画的な運用を図ることができます。

このような状況を踏まえ、保全配慮地区と同等の扱いを行う地区として、「郷土の緑保全地区」を扱うこととします。

2) 郷土の緑保全地区の指定方針

郷土の緑保全地区は、次の要件を満たす地区を対象に指定を行います。

▶ 環境保全

⇒ 快適な都市環境を保全し、市民と自然との共生若しくは豊かな触れ合いを確保し、又は貴重な動植物の生息地若しくは生育地の保全を図るために必要な地区

▶ レクリエーション

⇒ 公共施設の整備による緑の保全等を図ることにより、市民に安らぎと憩いを与え、良好な生活環境を形成するために必要な地区

▶ 防災

⇒ 地滑り、水害その他の災害を防止し、又は災害時における遮断地帯、緩衝地帯若しくは避難地帯を形成するために必要な地区

▶ 景観保全

⇒ 山地、丘陵地、農地、公園その他良好で文化的な市民生活に寄与している景観の保全を図るために必要な地区

3) 郷土の緑保全地区における緑地の保全の方針

郷土の緑保全地区に位置づけられた緑地については次に示す観点から保全を図っていきます。

1. 市民の大切な緑地として保全を図ります

快適な都市環境の保全及び貴重な動植物の生息地の保全を図るための緑、良好な生活環境を形成するために必要な緑、その他の災害を防止する緑、景観の保全を図るために必要な緑について、積極的な保全を図ります。

市民の利用への関心が高く、自然とふれあう利用が考えられる地区の山林、丘陵地の緑については、土地所有者の理解と協力のもと一般に開放するなど、NPOをはじめさまざまな市民と協働で活用を図ります。



西寒多市民緑地(H19)

2. 防災上重要な緑地の保全を図ります

土砂崩壊危険区域、砂防指定箇所等では防災面での必要な整備とともに、周辺の緑地の保全を図ります。



郷土の緑保全地区(雄城台地区)(H20)

3. 郷土の緑保全地区であることを広く市民に周知します

広報やホームページを通じて当該地区の緑の役割や保全の大切さの周知を図り、その協力を求めるPRを行います。



郷土の緑保全地区(三芳地区 H20)

4. 郷土の緑保全協定により緑の保全を行います

郷土の緑保全地区の指定地区内での保全に関し、市と協定を結んだ所有者の負担を軽減するため、費用面などでの支援を行うことにより緑の保全を行います。



(3) 特別緑地保全地区

① 特別緑地保全地区の指定方針

特別緑地保全地区の指定については、原則として緑地の配置方針で示した「緑地保全ゾーン」内を対象として、地区の指定を検討します。

また、検討に際しては、次の4つの観点から地区指定を行っていくものとします。ただし、今後、調査などによって新たに重要とされる地区については、調整のうえ、検討を行います。

■ 指定主体

- 10ha 以上の場合:大分県
- 10ha 未満の場合:大分市

- ▶ 「大分市生態立地図」(平成 10 年 3 月、大分市)において緑地の保護、保全または緑地の形成が必要とされる地域
- ▶ 「大分市自然環境調査」(平成 19 年 2 月、大分市)において保全すべき自然環境として位置づけられている地域
- ▶ 「大分市の植生」(平成 20 年 6 月、平成 7 年 3 月 大分市)の中の重要植物群落
- ▶ 防災上、緑の保全が必要とされる地域

② 特別緑地保全地区内の土地の買い入れの方針

特別緑地保全地区内の土地の買い入れに対する請求があった場合は、都市緑地法第 17 条に基づき市や県、あるいは緑地管理機構との協議の上、土地の買い入れを行うものとします。

土地の買い入れ制度の詳細に関しては、今後、緑地管理機構制度の活用と、特別緑地保全地区の指定などと併せて総合的な基準、ルールづくりを行っていきます。

③ 特別緑地保全地区の保全方針

特別緑地保全地区に指定された場合は、主に次のように区分されるものとして、それぞれの地区の性格や特性に応じた保全方策を行います。

- A) 市街地や、市街地に接する丘陵地、里山における貴重な動植物の保護と緑地における生態系の保全を図ります。
- B) 山間部における貴重な動植物や、緑地における生態系の保全を図ります。
- C) A)、B) と併せて、地すべりなどの自然災害の防止を目的として、緑地を保全し、創出します。
- D) A)、B) と併せて、市民にとって自然と触れあうことができる場として、現在ある、または新たに作る施設の活用を図ります。